

○内閣府令第 号

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第十四条第三号の規定に基づき、金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表の方法に関する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表の方法に関する内閣府令

1 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（以下「令」という。）第十四条第三号の規定による閲覧に供する方法は、勧誘方針（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号。以下「法」という。）第十条第一項に規定する勧誘方針をいう。）を金融商品販売業者等（法第三条第三項に規定する金融商品販売業者等をいう。以下同じ。）のウェブサイト（次項第二号に規定するウェブサイトがある場合にあつては、当該ウェブサイト）に掲載する方法とする。

2 令第十四条第三号イに規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 金融商品販売業者等の常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二 金融商品販売業者等のウェブサイト（当該金融商品販売業者等がその行う金融商品の販売等（法第三

条第二項に規定する金融商品の販売等をいう。）に関して広告をするものに限る。）がない場合

附 則

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の施行の日（令和六年
月 日）から施行する。